

## 用地補償技術支援業務委託要領

改正施行日 令和2年8月1日

### (目的)

**第1** この要領は、沖縄県土木建築部所管事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務（以下「用地補償業務」という。）の一部を委託する場合の処理基準を定め、もって当該委託業務の適正な履行を確保し、用地補償業務の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (委託対象用地補償業務)

**第2** 委託を行うことができる用地補償業務は、別表第一に掲げる業務で、同業務に関し技術・知識・経験等を有する者に当該業務を処理させることにより、業務遂行の効率を上げ、用地調査等業務の品質確保の推進に資する業務（以下「用地補償技術支援業務」という。）とする。

### (委託の要件)

**第3** 用地補償技術補助業務を委託することができる要件は、次の各号のいずれかに掲げる状況が生じる場合とする。

- (1) 相当規模以上の災害復旧事業を緊急に実施するため、早急にその事業用地を取得する必要がある場合
- (2) 激甚災害対策特別緊急事業等の事業期間が限定されている事業で、相当規模以上のものを実施するため、数年内にその事業用地を取得する必要がある場合
- (3) 地域開発、地域振興等のための所管の又は所管外のプロジェクト事業等の実施に伴い相当規模の所管事業を早期に実施するため、早急にその事業用地を取得する必要がある場合
- (4) 施策・制度、予算措置の新設・変更等又は所管事業に係る長期計画の新設・変更等により、相当規模以上の事業を新たに、又従前の計画を変更して早急に実施するため相当規模の事業用地を早急に取得する必要がある場合
- (5) (1)及び(2)以外の場合で、事業予算の重点配分等に対応するため、早急に事業用地を取得する必要がある場合
- (6) その他土木建築部長が用地補償技術支援業務を委託する必要があると認めた場合

### (委託の相手方)

**第4** 委託の相手方は、測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領（昭和61年5月15日土総第429号）第2条に規定する入札参加希望業者名簿に登録されている者のうち、次のいずれかに該当する者から選定するものとする。

- (1) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に基づく登録を受けた者
- (2) 一級建築士事務所登録を受けた者
- (3) 土木事務所長が前2号と同等の能力を有すると認めた者

### (委託員数と委託期間)

**第5** 委託員数（委託の相手方が用地補償技術支援業務を処理するため従事させる技術者（以下「補償技術者」という。）の員数及び委託期間（補償技術者の従事期間）は、次の各号に定める事項を勘案し、本要領制定の趣旨に基づき適正に算定するものとする。

- (1) 事業の種類と規模（取得箇所、用地費及び補償費、取得面積）
- (2) 土地等の権利者の数
- (3) 補償を要する建物等の件数
- (4) 土地等の取得等に係る期間
- (5) 用地職員の員数（実稼動現在員数）
- (6) その他

### (補償技術者の資格)

**第6** 補償技術者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括、担当技術者を指揮監督する業務を行う者で、次のいずれかに該当する者とする。

ア 「補償コンサルタント登録規程」第2条第1項の別表に掲げる物件部門又は総合補償部門に係る補償業務管理者

イ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第3条に掲げる物件部門又は総合補償部門において、同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

ウ 一級建築士免許登録を行った者であって、建築士法施行規則第20条の4に定める業務を3年以上従事した者

エ 「補償コンサルタント登録規程」第2条第1項の別表に掲げる物件部門又は総合補償部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者

(2) 担当技術者

担当技術者は、管理技術者の管理の下で用地補償技術支援業務に従事する者として、その業務に十分な知識と能力を有する者で、次のいずれかに該当する者とする。

ア 「補償コンサルタント登録規程」第2条第1項の別表に掲げる各部門に係る補償業務管理者

イ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第3条に掲げる各部門において、同規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

ウ 一級建築士又は二級建築士の免許登録を行った者

エ 公共用地取得に関する補償業務について、4年以上の実務経験を有する者

### (打合せ、協議及び指示)

**第7** 管理技術者は、本業務を実施するため、定期的に、調査職員と業務打合せを行い、

その内容について書面（打合せ記録簿）を作成し、相互に確認を行うものとする。

- 2 管理技術者は、調査職員との協議により、定期的業務打合せ以外に必要な応じて、業務打合せを行うものとする。
- 3 管理技術者は、業務期間中に行う業務の処理について、疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、指示を受けるものとする。

**（積算基準等）**

**第8** 本業務を委託に付する場合の予定価格の算定は、別添1「用地補償技術支援業務費積算基準」によるものとする。

- 2 契約書は、別添2「用地補償技術支援業務委託契約書」によるものとする。
- 3 仕様書は、別添3「用地補償技術支援業務共通仕様書」によるものとする。

**（検査・監督）**

**第9** 本業務に係る検査及び監督は、「沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務監督要領」及び「沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務検査要領」に準じて行うものとする。

**附 則**

この要領は、平成4年12月1日から施行するものとする。

**附 則**

この要領は、令和2年8月1日から施行するものとする。

別表第一

委託対象用地補償業務

	業務の種類	内 容
1	権利者に関する業務	用地補償業務を執行するうえで必要となる権利形態、事物形態の整備及び確認業務
2	物件等調査に関する業務	簡易な建物、工作物及び立竹木等の調査に関する業務で、現地調査及び図面、調査表、写真、補償金算定書等の作成に係る業務
3	用地調査等に関する業務	用地調査等業務に関する業務で、工程管理、立会や検測等による補償対象の現地確認業務及び補償算定書、調査表、図面等の精査、確認業務
4	補償額の算定に関する業務	補償額の算定に関する業務で、移転工法の検討及び補償基準や運用方針等への適合性の確認業務
5	現場確認業務	委託対象区域における現場確認業務で、補償対象物件等の変動の状況、移転履行の状況、撤去の状況等の確認業務
6	関連業務	その他上記の業務に関連するもので、調査職員の指示に係る業務